

近衛インフォーマティクス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、近衛インフォーマティクス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 特許の管理、運営
- 2 医療および医療情報に関する基礎的技術を実用レベルまで高めるための研究開発
- 3 医療および医療情報に関する新技術が社会に与える有効性評価と宣伝
- 4 医療および医療情報に関する新技術を広く社会に適用するための技術支援
- 5 医療および医療情報に関する講演会、各種セミナーなどの開催
- 6 医療および医療情報に関する技術コンサルタント
- 7 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項の記載を請求するには、当社所定の請求書に、株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印して請求しなければならない。

- 2 前項以外の方法により株主名簿への記載を請求するには、請求書に、取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の株主総会は、定時株主総会および臨時株主総会とし、定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集するものとする。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長たる取締役が招集するものとする。
- 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、株主に対してその通知を発するものとする。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれにあたり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項にかかわらず、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第14条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事については、法務省令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長および出席した取締役が署名又は記名押印を行うものとする。

2 当会社は、株主総会の会日から 10 年間、本店に、その議事録を備え置くものとする。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の資格)

第 18 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および社長)

第 20 条 取締役を 2 名以上選任した場合は、代表取締役を 1 名置き、取締役の互選によって、取締役の中から定めるものとする。

2 当会社の代表取締役は、社長とする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬および退職慰労金)

第 22 条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主に対して配当するものとする。

- 2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(移行時の取締役及び代表取締役)

第25条 当社の移行時の取締役及び代表取締役は次の者とする。

移行時取締役 坂井由紀、坂井均也

移行時代表取締役 坂井由紀

(定款に定めのない事項)

第26条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

(定款変更の理由および施行期日)

第27条 この定款の変更は、京都府京都市左京区下鴨下川原町53番地35 有限会社ミミの商号を変更して設立する近衛インフォマティクス株式会社につき作成したものであって、商号を変更する定款変更の効力を生じた日から、これを施行するものとする。